

# 定 款

平成 17 年 3 月

社団法人 静岡県観光協会

# 社団法人静岡県観光協会定款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 本会は、社団法人静岡県観光協会と称する。

### (事務所)

第2条 本会は、事務所を静岡県静岡市に置く。

2 本会は、総会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

### (目的)

第3条 本会は静岡県内における観光事業の健全な発展と振興並びに地域の活性化を図り、併せて国民の健全な観光旅行の普及発達と国際観光の振興を促し、もって国民の生活、文化及び経済の向上発展に寄与するとともに、国際親善に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 内外観光客の誘致促進
- (2) 観光物産、観光文化の振興
- (3) 観光振興のためのイベント等の実施
- (4) 観光地の美化、観光案内施設の整備等観光地の環境整備
- (5) 観光事業従事者の福利厚生のための事業
- (6) 観光事業従事者の人材確保及び資質の向上のための事業
- (7) 観光事業に係る接遇の向上等に関する調査研究
- (8) 外客受入れのための観光施設に関する情報提供
- (9) (1)から(8)までの事業の円滑な実施を確保するための基金の造成
- (10) 観光の振興のため、地方公共団体、地方観光協会、観光事業者等を会員として組織された全国団体に対する出捐
- (11) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

### (種 別)

第5条 本会の会員は、正会員並びに特別会員とする。

- (1) 正会員 県内市町村、地区観光協会並びに、本会の趣旨に賛同する観光団体及び、法人とする。
- (2) 特別会員 観光事業に関係する団体並びに、本会の趣旨に賛同する団体及び、法人とする。

## (入 会)

第6条 本会の正会員及び特別会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、総会が別に定める基準により理事会において可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

## (会費の納入等)

第7条 正会員及び特別会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

## (資格の喪失)

第8条 会員は次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 禁治産者又は準禁治産者の宣告を受けたとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (4) 1年間会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき

## (退 会)

第9条 会員が退会しようとするときは、理由を付した退会届を会長に提出しなければならない。

## (除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会において3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

## (抛出金品の不返還)

第11条 退会した者又は除名された者の既納の会費、その他の抛出金品は、返還しない。

## 第3章 役員等

### (種類及び定数)

第12条 本会に次の役員を置く。

- |          |                                 |
|----------|---------------------------------|
| (1) 会長   | 1名                              |
| (2) 副会長  | 5名以内                            |
| (3) 専務理事 | 1名                              |
| (4) 常務理事 | 1名                              |
| (5) 理事   | 25名以上29名以内(会長、副会長、専務理事、常務理事を含む) |
| (6) 監事   | 3名                              |
| (7) 評議員  | 25名以上31名以内                      |

### (選任等)

第13条 理事、監事及び評議員は総会において会員の中から選任する。但し、総会で必要と認めるときは、会員以外から理事3名以内を選任することができる。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は理事の互選とする。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

### (職務)

第14条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序に従いその職務を代行する。
- 3 専務理事、常務理事は、会長、副会長を補佐し、常時会務に参画し専ら会務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、本会の業務を執行する。
- 5 評議員は、会長の諮問に対して答申し、又は会長に対して意見具申する。
- 6 監事は、民法第59条に定める業務を行う。

### (任期)

第15条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期終了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

### (解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、総会において議決する前に、その役員に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

### (報酬)

第17条 役員は無給とする。但し、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員は費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

### (名誉会長及び顧問、相談役並びに参加)

第18条 本会に名誉会長及び顧問、相談役並びに参加若干名を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、業界人、学識経験者のうちから、理事会の同意を得て会長が委嘱し、任期は2年とする。但し、再任は防げない。
- 3 相談役及び参加は、観光事業についての学識経験等を有するものうちから、理事会の同意を得て会長が委嘱し、任期は2年とする。但し、再任は防げない。
- 4 相談役及び顧問、参加は、本会の運営に関する基本的事項について、会長の諮問に応ずる。

### (専門委員)

第19条 本会に専門委員を若干名置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験者、業界人のうちから会長が委嘱し、任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
- 3 専門委員は、本会事業の円滑なる遂行をはかるため、事業に関する専門事項について会長の諮問に応じ、調査研究をする。

## 第4章 総会

### (種別)

第20条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

### (構成)

第21条 総会は、正会員、特別会員の総てをもって構成する。

### (機能)

第22条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

### (開催)

第23条 通常総会は、年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき
- (3) 第14条第6項の規定により、監事から招集の請求があったとき

### (招集)

第24条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項の規定により請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の7日前までに通知しなければならない。

### (総会の議決事項)

第25条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) その他会長が必要と認める本会の運営に関する重要事項

### (議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選出する。

### (定足数)

第27条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開催し、議決することが出来ない。

## (議 決)

第 28 条 正会員、特別会員は、それぞれ 1 個の表決権を有する。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (書面表決等)

第 29 条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

## (議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名(書面表決及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、署名、押印をしなければならない。

# 第 5 章 理事会

## (構 成)

第 31 条 理事会は理事をもって構成する。

## (機 能)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号にかかげる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

## (種類及び開催)

第 33 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。

- 2 理事会は、年 3 回開催とする。

- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事現在数の 3 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき
- (3) 第 14 条第 6 条の規定により、監事から請求があったとき

### (招 集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その請求のあった日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の7日前までに通知しなければならない。

### (議 長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

### (定足数等)

第36条 理事会には、第27条から第30条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

## 第6章 評議員会

### (構 成)

第37条 評議員会は、評議員をもって構成する。

### (機 能)

第38条 評議員会は、会長の諮問に対し答申し又は意見具申をする。

### (開 催)

- 第39条 評議員会は、通常評議員会と臨時評議員会の2種類とする。
- 2 評議員会は、年2回開催する。
  - 3 臨時評議員会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

### (招 集)

第40条 評議員会は、会長が招集する。

- 2 評議員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び諮問事項を記載した書面をもって、開催の日の7日前までに通知しなければならない。

### (議 長)

第41条 評議員会の議長は、会長がこれにあたる。

## 第7章 財産及び会計

### (財産の構成)

第42条 本会財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) 地方公共団体から交付される観光事業振興助成交付金（以下「交付金」という。）
- (4) 財政から生ずる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他収入

### **(基金)**

第43条 本会の財産のうち、次に掲げるものを第4条第9号に定める基金（以下「基金」という。）とすることができる。

(1) 交付金の一部

(2) 理事会において基金に繰入れることを議決した財産

### **(財産の管理)**

第44条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。但し、基金は、次のいずれかの方法により会長が管理する。

(1) 国債証券、地方債証券、政府保証債証券又は金融債証券の保有

(2) 信託業務を行う銀行への金銭信託若しくは、郵便官署又は銀行への預託

### **(基金の処分)**

第45条 基金の処分は、本会の目的遂行上やむを得ない理由がある場合に限り、総会の議決を経た後、中部運輸局長の承認を受けて行うものとする。

### **(区分経理)**

第46条 本会は、基金及び基金以外の交付金にかかる会計については、経理を区分して整理するものとする。

### **(経費の支弁)**

第47条 本会の経費は、普通財産をもって支弁する。

### **(事業計画及び予算)**

第48条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、総会において3分の2以上の議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の事業計画及びこれに伴う予算のうち、交付金にかかる収支予算、事業計画及び資金計画についてこれを変更するときも同様とする。

### **(暫定予算)**

第48条の2 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しない時は、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで任前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### **(事業報告及び決算)**

第49条 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において3分の2以上の議決を得なければならない。この場において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿謄本を添えるものとする。

### **(長期借入金)**

第50条 本会が予算に基づき資金の借入をしようとするときは、その借入れた年度内に償還する短期借入金を除き、中部運輸局長の承認を得なければならない。

### (会計年度)

第51条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第8章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第52条 この定款は、総会において会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、中部運輸局長の認可を受けなければ変更することができない。

### (解散)

第53条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項第2号の規定によるほか、総会において会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、中部運輸局長の許可を受けなければ解散することができない。

### (清算人)

第54条 本会の解散に伴う清算人は、総会において理事の中から選任するものとする。但し、特に必要があると総会において認めたときは、理事以外の者から選任することができる。

### (残余財産の処分)

第55条 本会の解散に伴う残余財産は、総会において、会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、中部運輸局長の許可を受けて、本会と類似の目的をもつ団体に寄付するものとする。

## 第9章 事務局

### (事務局)

第56条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の職員は、会長が任免する。

3 事務局に関する規定は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

### (備え付け帳簿及び書類)

第57条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める期間の議事に関する書類
- (6) 収支、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 事業計画及び予算に関する書類
- (8) 事業報告及び決算に関する書類
- (9) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (10) その他必要な帳簿及び書類

## 第10章 雑 則

### (細 則)

第58条 この定款に定めるもののほか、この法人の事業の運営上必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

### 付 則

1 この定款の変更は、中部運輸局長の認可のあった日（平成17年3月30日）から施行する。

昭和22年 9月 6日 設立許可

昭和28年 9月11日 変更許可

昭和41年 4月27日 変更許可

昭和51年10月25日 変更許可

平成 4年 6月16日 変更許可

平成 8年 6月20日 変更許可

平成17年 3月30日 変更許可